

# 藤枝市教育委員会

## 令和8年2月定例会議案

令和8年2月24日

藤枝市教育委員会 2月定例会議事日程

日 時 令和8年2月24日(火) 午後2時から  
場 所 藤枝市役所西館5階 第2委員会室

開 会

会議録署名委員指名

委員

委員

日 程 第1

- |       |  |      |
|-------|--|------|
| 第3号議案 | 藤枝市立小・中学校通学区域の指定について   | -P1- |
| 第4号議案 | 教育委員会が所管する施設における障害者の社会参加支援を目的とする施設使用料等の減免のための関係規則の整備に関する規則について | -P5- |
| 第5号議案 | 藤枝市指定文化財「手揉製茶技術」の指定解除に係る告示について                                 | -P7- |

日 程 第2

諸般の報告

○教育政策課・図書課・文化財課

・個別計画策定に係るパブリックコメントの結果について -P10-

○その他

閉 会

次回教育委員会予定

(臨時会) 令和8年3月2日(月) 午後5時 (藤枝市役所 教育長室)

(臨時会) 令和8年3月13日(金) 午後3時 (藤枝市役所 教育長室)

(定例会) 令和8年3月26日(木) 午前10時 (藤枝市役所 第2委員会室)

藤枝市立小・中学校通学区域の指定について

藤枝市立小・中学校の通学区域について、藤枝市立小・中学校通学区域審議会の答申を受け、別紙のとおり指定することとする。

令和 8 年 2 月 24 日 提出  
藤 枝 市 教 育 委 員 会  
教 育 長 中 村 禎

(提案理由)

従来の通学区の境界線上に家が建ち、どちらの学区にも敷地が含まれるという状況になったことから、藤枝市立小・中学校通学区域審議会の答申を受け、条例第 2 条の規定により、通学区域を変更するものである。

令和8年1月19日

藤枝市教育委員会  
教育長 中村 禎 様

藤枝市立小・中学校通学区域審議会  
会 長 富岡 良寛

藤枝市立小・中学校通学区域の指定について(答申)

令和7年10月28日付け第17号議案により諮問のあったことについて、審議した結果、下記のとおり通学区域を変更することを認めます。

記

1 田沼4丁目21番21号、田沼4丁目668—5の通学区域の指定

当該区域(田沼4丁目668—5)には、3年前に住居(田沼4丁目21番21号)が新築されたが、高洲小学区と高洲南小学区の境界線上にまたがって建っており、学区の境界線を引き直す必要があった。

本審議会では、通学区域が自治会、町内会と揃っている方が、児童生徒にとって、よりよい教育環境となることから、「田沼4丁目21番21号、田沼4丁目668—5の通学区域を高洲南小学校区に指定することは妥当である。」との方向性で一致し、これを答申する。

## 1 審議会について

### (1) 審議会までの経緯

令和7年10月23日高洲第3自治会長、兵太夫北町内会長、高洲第2西自治会長、高柳上町内会長より藤枝市教育委員会へ通学区域指定申出書の提出があった。

### (2) 審議日時等

令和8年1月16日（金）午後1時30分から3時まで

出席者：富岡会長、池上副会長、望月委員、榎高委員、成瀬委員、井鍋委員  
村松委員、池谷委員、仲山委員、増井教育部長、金原教育政策課長、  
三須学校教育監、道越主席指導主事、巢山学校教育係長

欠席者：永井委員

## 2 田沼4丁目668—5、田沼4丁目21番21号の通学区域の変更について

### (1) 経緯

諮問のあった区画の周辺は、高洲小学区と高洲南小学区の境界線が入り組んでいる。該当の区画はこれまで空地であったが、3年前に、高洲小学区と高洲南小学区の境界線をまたぎ、家が新築された。この家の長女が令和8年4月に就学することとなったため、通学区域をいずれかに指定する必要がある。

そのため、該当の区画を自治会・町内会の区域に含む高洲第3自治会長、兵太夫北町内会長、高洲第2西自治会長、高柳上町内会長の立会いのもと、現地にて確認した。

### (2) 通学区域の指定案

田沼4丁目668—5、田沼4丁目21番21号を高洲南小学校の通学区域に変更する。

該当の区画は従来空地であったが、住宅が建ったことにより、通学区域の境界線を引き直す必要が生じた。町内会と学区をそろえる形で、高洲南小学区とすることが望ましい。

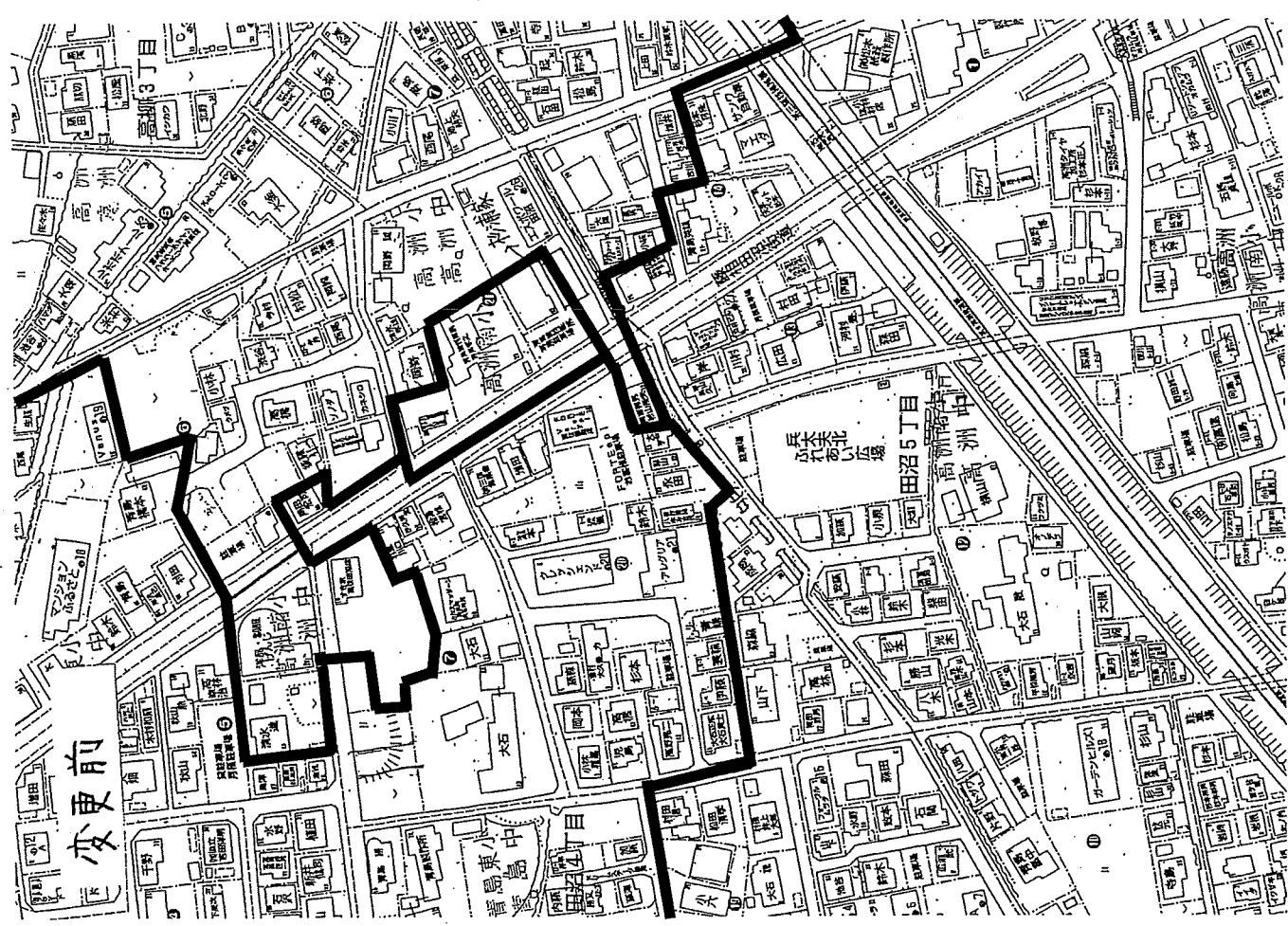
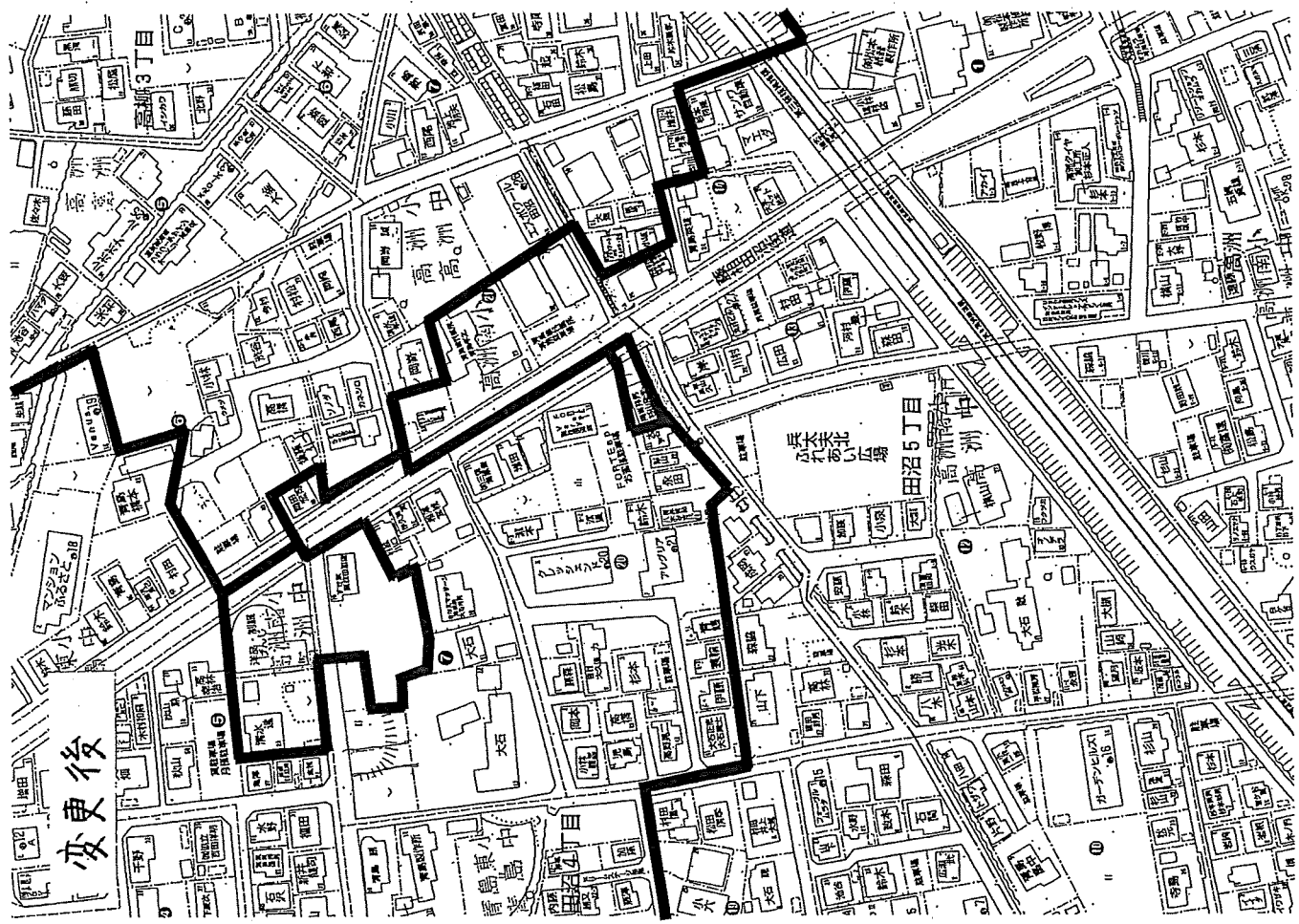
接道状況、周辺の状況等を勘案し、令和8年3月1日から該当の区画を高洲南小学区とする。

### (3) 今後の対応

諮問のあった区画の周辺は、複数の通学区域が隣接していることに加え、宅地造成に伴う様々な経緯があることから、通学区域が複雑に入り組んだ地域である。

今回は、諮問の契機となった住民が、兵太夫北町内会に3年前から所属していることから、高洲南小学区に決定することができた。

今後も、宅地造成等の状況と過去の経緯を踏まえ、地元自治会等と連携しながら慎重に通学区域の確認をしていく必要がある。



教育委員会が所管する施設における障害者等の社会参加支援を目的とする施設使用料等の減免のための関係規則の整備に関する規則について

学校施設等の利用に関する条例施行規則（昭和 51 年藤枝市教育委員会規則第 1 号）、藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則（昭和 60 年藤枝市教育委員会規則第 16 号）、藤枝市生涯学習センター条例施行規則（平成 8 年藤枝市教育委員会規則第 3 号）、藤枝市郷土博物館条例施行規則（昭和 62 年藤枝市教育委員会規則第 2 号）、藤枝市文学館条例施行規則（平成 19 年藤枝市教育委員会規則第 7 号）、国史跡志太郡衙資料館条例施行規則（平成 20 年藤枝市教育委員会規則第 8 号）、藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例施行規則（平成 20 年藤枝市教育委員会規則第 23 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出  
藤 枝 市 教 育 委 員 会  
教 育 長 中 村 禎

（提案理由）

「藤枝市公の施設における障害者等の利用無料化制度のガイドライン」の見直しに伴い、教育委員会が所管する施設における障害者等の社会参加支援を目的とする使用の場合の施設使用料等の減免のための関係規則の一部を改正するものです。

# 教育委員会が所管する施設における障害者の社会参加支援を目的とする施設使用料等の減免のための関係規則の一部改正について

(教育政策課(スポーツ振興課)、  
生涯学習課、文化財課、街道・文化課)

## 1 趣旨

障害のある方(障害者(児)、難病患者(以下「障害者」という。))が社会参加支援を目的とする場合に、社会教育施設や社会体育施設、その他の類似施設等の公の施設について入館料や使用料、利用料を無料化するための制度として平成26年度より運用する「藤枝市公の施設における障害者等の利用無料化制度のガイドライン」において、藤枝市民以外の障害者及び藤枝市外の社会福祉団体等の利用料等の無料化を廃止するため、教育委員会が所管する施設における障害者の社会参加支援を目的とする使用の場合の施設使用料等の減免のための関係規則の一部を改正する。

## 2 改正する規則 ※別添資料1(改め文及び新旧対照表)を参照

### (1) 学校施設等の利用に関する条例施行規則

別表(第6条関係)

### (2) 藤枝市勤労青少年ホーム条例施行規則

別表(第6条関係)

### (3) 藤枝市生涯学習センター条例施行規則

第6条第1項第6号及び第3号様式(第7条関係)

### (4) 藤枝市郷土博物館条例施行規則

第7条第1項第3号、第8条第1項第6号及び第5号様式(第9条関係)

### (5) 藤枝市文学館条例施行規則

第7条第1項第号、第8条第1項第6号及び第5号様式(第9条関係)

### (6) 国史跡志太郡衙資料館条例施行規則

第6条第1項第6号及び第4号様式(第7条関係)

### (7) 藤枝市岡部宿大旅籠柏屋・内野本陣施設条例施行規則

第5条第1項第5号

## 3 施行日

令和8年4月1日

藤枝市指定文化財「手揉製茶技術」の指定解除に係る告示について

藤枝市文化財保護条例(昭和 52 年条例第 9 号)第 19 条第 1 項及び第 7 項により、別紙のとおり藤枝市指定文化財の指定解除に係る告示を行う。

令和 8 年 2 月 2 4 日  
藤枝市教育委員会  
教育長 中村 禎

(提案理由)

市指定文化財 1 件について、条例の定めるところにより指定解除の告示をすることについて提案するものです。

## 藤枝市指定文化財「手揉製茶技術」の指定解除に係る告示について

(スポーツ文化観光部 文化財課)

- ・種別 無形文化財
- ・指定年月日 昭和48年4月1日(旧岡部町指定)
- ・指定名称 手揉製茶技術
- ・保持者 認定者なし

### 1 指定の経緯

朝比奈川沿岸で栽培された茶は、江戸時代後期に手揉み製茶が行われたとされる。

その後、宇治より茶師を招いて製茶技術の伝承会を開き、明治元年には柴田作太郎氏により「片コクリ」製茶方法が考案され、現在の手揉製茶法の流派「鳳明流」となった。

また、宇治製法に改良を加えるなど技術革新が行われてきた。大正2年には製茶機械が導入されるが、手揉みの技術の向上、後継者の育成が継続され、昭和41年には旧岡部町において町茶手揉保存会を設立し、技術の伝承をはかってきた。

昭和48年に岡部町指定無形文化財として指定され、平成20年の市町合併により藤枝市に引き継がれ、藤枝市指定無形文化財としてこれまでに至る。

### 2 保持者の状況

指定無形文化財には、その技術等の保持者または保持団体等を認定する必要があるが、これまで旧岡部町から引き継がれた保持者を認定していた。

令和5年5月に、保持者全員の死亡が確認され、現在保持者が不在である。

### 3 市指定文化財（無形文化財）の指定解除について

保持者のすべてが死亡したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとなり、教育委員会告示を行わなければならない。(市文化財保護条例第19条7項)

### 4 その他

#### (1) 関連計画への対応

「市文化財保存活用地域計画」の改定に係り、「手揉製茶技術」に現在保持者がいないことから、令和8年1月14日開催の文化財保護審議会において同計画へ掲載しないこととした。

#### (2) 地元への説明

令和8年2月12日、藤枝市茶手揉保存会及び岡部町茶手揉保存会に経過及び指定解除について説明した。

「手揉製茶技術」は県指定無形民俗文化財である。市条例(第19条5項)により、上位の指定がある場合下位の指定は解除されるため、同じ種別での指定はできないが、今後の別種別での市指定等について、両保存会の意見を伺っていく。

【参考】

1 藤枝市文化財保護条例 抜粋

(指定等の解除)

- 第19条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊な事由があるときは、教育委員会は、その指定を解除することができる。
- 3 第1項の規定による指定の解除及び前項の規定による認定の解除には、前条第3項の規定を準用する。
- 4 第1項の規定による指定の解除及び第2項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。
- 5 市指定無形文化財が国指定無形文化財又は県指定無形文化財に指定されたときは、当該市指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。
- 6 前項の場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。
- 7 保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき(消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

## 個別計画（案）のパブリックコメント結果について（報告）

教育政策課・図書課・文化財課

## 1 要旨

令和7年11月13日の教育委員会に付議した、本市の教育に係る個別計画（案）のパブリックコメントについて、行政経営会議を経て令和7年12月10日（水）から令和8年1月8日（木）まで実施したところ、次のとおり意見が寄せられたので報告する。

## 2 意見の状況

計画名 (いずれも案)	所管課	意見提出者数	意見の数	意見の反映状況	
				盛込済	今後の参考
第2期藤枝市教育振興基本計画（後期計画）	教育政策課	1	2	2	
第3期藤枝市小中一貫教育推進計画	教育政策課	1	1	1	
藤枝市子ども読書活動推進計画（第5次）	図書課	2	2	1	1
藤枝市文化財保存活用地域計画	文化財課	2	2	1	1

## 3 今後の参考とする意見

## (1) 藤枝市子ども読書活動推進計画（第5次）

- ・大人の読書活動の推進

## (2) 藤枝市文化財保存活用地域計画

- ・博物館・文学館は、今後とも本市の歴史・文化・文学に関わる情報の拠点施設として、これらを活かして展示会などを実施

## 4 意見公表場所

市ホームページ、担当課窓口、各地区交流センター、市役所行政情報コーナー等

## 5 今後のスケジュール

- ・2月13日～3月13日 パブリックコメント結果公表
- ・3月下旬 計画公表、市民等へ周知